

達成可能な最高水準の心身の健康を享受する権利に関する国際人権理事会特別報告者

アナンド・グローバー

プレス・ステートメント

質疑応答

質問 1 : 地球の子ども新聞

1-1. 汚染区域の調査を広域にするべきとの指摘があったが、汚染地の定義は法的にどうあるべきだと考えているか。チェルノブイリ法では 1 mSv/year が汚染地で、年間 0.5 mSv/year から管理測定すると記されているが。

1-2. 被災者の人達が健康診断に関して憂慮している。よく言われるのが人体実験ではないか、ということ。自分の健康に関する情報を知ることができない手続きを改善するようにと指摘されたが、この問題は人権問題、特にニュルンベルグ原則に戦争犯罪と関連付けて記されているインフォームド・コンセントの概念からみてどうお考えになるか。

1-3. 除染活動含め、参加プロセスが重要との指摘があった。特に、 20 mSv のきわめて高い線量の限度を根拠として、避難解除がされて帰還させられる人々にとって問題は深刻である。避難基準についても住民の参加プロセスが必要なのでは。

回答 : 1-1. まず最初に、健康調査は広く行うべきだと考えている。どこで私がその情報を得たかという事は定かに覚えていないが、とにかく現在の健康調査は幅がせまいという意見が表明されていて、今までの研究調査のいくつかを取り込んでいないという懸念もある。これからの調査はもっと幅広く行うべきであると考えます。私は政府の方々とお話しし、政府の方々も同じような考えをお持ちのような印象を受けた。これからの健康調査の対象を広くしていこうとお考えなのではないかと推測する。

1-2. 健康調査と人体実験の部分は質問の意図がよく分からなかった。インフォームド・コンセントに関しては、何らかのテストや治療措置が施される前に同意をしなければならないという概念である。今回、福島の被災者の人々は調査を受けること自体に不満や苦情を抱いているのではない。つまり、健康調査に参加することを拒否しているのではない。そうではなくて、彼らが問題視していたのは、そのような健康調査に参加したことによって発生した情報を自分たちが入手する術がないということだった。やはり、インフォームド・コンセントという概念ではなくて、このような資料には彼らがアクセスする権利を持っていると理解すべき。住民の皆様には二次調査やセカンドオピニオンを得る権利を持っている。

1-3. 避難区域の指定解除等に関して、住民がどのように参加すべきかというご質問だったが、私がどう思うからというのではなく、健康に対する権利という概念的な枠組みで、住民はあらゆる自分たちに関わってくる意思決定に参加しなければならないと定められている。また、計画の実施、モニタリングの意思決定に参加する権利が認められている。すなわち、住民が参加することによっていろいろなアイデアがもらえる、ということだけ

ではなく、実際の実行やモニタリングにも住民が参加することが重要である。ですから、日本国政府が意思決定をするという事に対してこの路線で行くということになったならば、あなたや私が表明した懸念というのは十分対応がされることになるだろうと考えている。避難区域の指定解除のプロセスに住民が参加するだけでなく、すべての意思決定に住民が参加すべき。今の時点では日本には本当にいろいろな問題があると思うが、日本国民がひとつにまとまって、まるで戦争のようなこの問題に対して戦っていかねばならず、この戦いの中のあらゆるプロセスにおいて、専門家だけではなくて（政府は専門家だけに決定させようとしているかもしれないが）、健康に対する権利の観点からしても、すべての国民が参加をしていくのが大切。

質問 2. AFB

放射線量の基準値が一貫していないというお話があったが、チェルノブイリと比較して、帰還の基準となる基準値が高いという風にお考えだと解釈してよいか。

質問 3. 朝日新聞

来月 6 月に報告書が提出されると伺っているが、中間地点での報告書を日本政府に提出することはあるのか？現時点での日本政府への助言はどのように伝えるのか？

質問 4. 毎日新聞

現在、健康調査は福島県が実施主体である。県が専門家を任命（選考過程は秘密裏）し、検討委員会がつくられた。毎日新聞で報道したが、この検討委員会で秘密会議が行われた問題がある。23%の低い回答率に関連して、県の調査に対して県民の信頼感があると感じたか、感じなかったならば何が問題か？

内部被爆の問題を無視しているのではと憂慮しておられるのは、専門家が低線量被ばくの影響を過小評価しているからだと考えられているからか。

回答 3. 私たちのリポーティングのプロセスはとても単純なもので、今回の調査は対話の始まりと位置付けている。午前中に記者会見の原稿を政府に渡した。いくつかは政府が取り込んでいるということで、嬉しく思っている。特に、住民の参加を増やすという点は同意をいただいているようで、この点は歓迎している。今後、報告書案を政府に送り、コメントをいただく。最終報告を3月に理事会に提出、それから厳しい編集・チェックが入り、6月の会合に提出される。その場においても政府は当然発言する権利を有する。

回答 2. 数字に開きがあるとの質問だが、この質問には非常に基本的なことが含まれていた。それは、住民の意思決定への参加という点である。

質問 3 とも関連して、実際のプロセスが秘密裏に行われていた点についてはコメントする立場にはないが、私が政府に申し上げた点は、専門家だけでなくコミュニティを取り込んで意思決定を行うべきということだ。国家というものはえてして専門家だけで意思決定を行おうとしがちであり、今回政府は意図して一般市民を排除したのではないと思うが、専

門家だけで意思決定を行うのは十分ではないと申し上げた。政府も理解していただいている部分もあると思う。個人的な意見では、専門家はある事象の一部しか分かっていないので、市民の参加が不可欠であると考えます。

3. 内部被爆については、質問が明示的でなかったのも私も明示的でない形で答えるが、科学者の間でも低線量被ばくの危険性を否定している科学者もいるが、反対する研究もある。政府は、どちらの研究が正しいと決めるのではなく、常により用心深いほうに立つべきで、何事も排他せず包括的にことにあたることが望ましい。チェルノブイリの例はあまりいい例ではない。なぜなら事故から3年間のデータがブラックアウトで入手不可能であるからだ。しかし今回の事象は、民主主義的な国、日本で起こった出来事である。しっかりした構造があり、そして善意があり、政治的な構造も整っている、そういう国である。そういう国で起こったことであるからこそ、すべての調査・すべてのプロセスには、地域社会も含めながらやっていかなければならない。徹底的でオープンで、包括的で科学的な調査・治療を実施すべく、地域社会が意思決定に含まれるべきである。これから試練があるだろうが、政府は国民に最も良い形で対処されるであろうと確信している。